

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の内容

<施設利用関係>

特措法施行令第11条の施設		緊急事態宣言での措置
結婚式場	結婚式場	飲食店と同様の要請（特措法第45条第2項） ※上記に加え、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 イベント開催時は、21時までの営業時間短縮要請 （特措法第24条第9項） ※1：上記に加え、入場整理等の要請（特措法第24条第9項） ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は、 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請（特措法第24条第9項） 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ ※4：映画館については、 1000平米超：21時までの営業時間短縮要請（特措法第24条第9項） 1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ ※5：店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。） 及びカラオケ設備使用自粛
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	

※入場整理等：感染防止のために事業者が行うべき措置の内容のとおり

※1000平米の考え方：屋内の床面積の合計

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の内容

<施設利用関係>（第24条第9項等）

特措法施行令第11条の施設		緊急事態宣言での措置
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請（特措法第24条第9項）
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1：上記に加え、入場整理等の要請（特措法第24条第9項） ※2：店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請（生活必需物資を除く。）（特措法第24条第9項） 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。） ※1：上記に加え、入場整理等の要請（特措法第45条第2項） ※2：店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※入場整理等：感染防止のために事業者が行うべき措置の内容のとおり

※1000平米の考え方：屋内の床面積の合計